

## 全体資料の閲覧方法

「寒川町次期総合計画基本構想(案)」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。HP内で『**寒川町 みんなでつくる総合計画**』と検索。

◆ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

▶QRコードはこちら



※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎 ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) ・北部福祉会館
- ・南部福祉会館 ・健康管理センター ・寒川町民センターおよびセンター分室
- ・寒川総合図書館

## ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ① 郵 送：下記宛先まで郵送ください
- ② F A X：0467-74-9141
- ③ メール：kikaku@town.samukawa.kanagawa.jp

▶メールQRコードはこちら



## ④担当課へ持参

受付時間：土日祝日を除き、  
8時30分～17時15分まで

(宛先)：寒川町 企画部企画政策課 企画行革担当

## (記入事項)

下記の項目についてご記入ください。なお、書式や様式は任意のものでかまいません。

- ① 住所
- ② 氏名
- ③ 連絡先
- ④ 勤務先又は通学先(町外在住の方のみ)
- ⑤ 意見

## (募集期間)

令和2年3月26日(木)～4月24日(金)

## いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「寒川町次期総合計画基本構想(案)」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り、使用し、「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

## お問合せ先

寒川町 企画部企画政策課 企画行革担当

住 所 〒253-0196  
寒川町宮山 165 番地  
電 話 0467-74-1111  
F A X 0467-74-9141

「高座」のこころ。  
高座郡さむかわ



(仮称)寒川町次期総合計画基本構想(案) および  
寒川町自治基本条例の改正(案)に係るパブリックコメント  
(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和2年3月26日(木) ～ 4月24日(金)まで

## &lt;基本構想(案)の概要&gt;

町の総合計画は、町が目指す将来像の姿を明らかにし、これを計画的に実現するための総合的な方向を示すものです。現総合計画の計画期間は2020年度までとしており、今後20年間の指針として町民の皆様(仮称)「寒川町次期総合計画基本構想(案)」としてお示しし、ご意見を賜りながらともに未来のまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

## &lt;基本構想(案)のポイント&gt;

「まちづくりの理念」については、町民と町の相互補完と協力によりまちづくりを進めていくことから、寒川町自治基本条例における自治の基本理念と同様に「町民と町が協働するまちづくり」とします。

「まちの将来像」については、今後予想される様々な社会経済環境の変化の中にあっても、常につながることによって生まれる力を最大限に発揮し、それぞれの時代に合った最適な形を目指しながら、新たな価値の創造やまちの新化を生み出し、町民同士がつながり、あたたかさや幸せを感じられるまちを実現させるため、「つながる力で新化するまち」と掲げています。

また、次ページ以降にお示しする『6つの基本目標』と『13の政策』を柱としてまちづくりを推進していきます。少子高齢化による人口減少社会を前提として、健全な財政を保持し、町民が幸せに暮らせるまちを実現するための計画を策定します。

## &lt;寒川町自治基本条例の改正(案)&gt;

計画の策定にあたり、町の最高法規である『自治基本条例』を以下のように改正(初めての改正)し、総合計画を町の最上位計画であることを明確にするのと同時に、計画の継続性・安定性を担保します。

## 第6条(改正案：赤字部の加筆)

町は、まちづくりの指針を実現するため、**総合計画(町が目指す将来像を明らかにするための基本構想及びこれを計画的に実現するための町の総合的な方向性を示した計画)**に基づいて必要な施策を講じるとともに、適切な町政運営に努めなければなりません。

※本資料は概要版です。詳細は各施設に配架している資料やホームページをご覧ください。(最終ページをご参照ください)

## 1 まちづくりの原動力となるひとづくり(ひとづくりの推進)

まちづくりにおいて最も重要な「ひと」づくりを進めます。

## 政策1(第1節)「子育て・子育て・教育の推進」

寒川町の子どもたち一人ひとりが、心身ともに健やかに成長し、生きる力と寒川町の特徴である心豊かな人間性を備えて生涯にわたり活躍できるよう、地域社会全体で子どもの成長と子育てを支える環境を整えるとともに、創意あふれる教育の振興を進めていきます。

## 政策2(第2節)「生涯を通じた学びと自己実現の促進」

町民のだれもがいつでも自由に学びあい、教えあうことによって、個性や能力を伸ばしていく生涯学習の環境を充実させていくとともに、寒川町の「優しさ」や「あたたかさ」を生み出してきた町固有の歴史や文化、伝統を守り、後世に伝えていくとともに、将来の寒川町に向かっていく新たな文化の創造をめざしていきます。

## 2 生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり(健康寿命の延伸と福祉の推進)

見込まれる急激な社会環境の変化に対応しつつすべての町民が自分らしく暮らしていける心豊かなまちづくりを進めていくための原動力を創出します。

## 政策1(第1節)「健康寿命の延伸」

町民の健康寿命の延伸に資する取り組みを進めるほか、医療、保健・予防体制の充実と高齢者の生きがいづくり、そして町民自身の健康づくりに対する意欲を高めるなど、心身の健康づくりを進めます。

## 政策2(第2節)「福祉の充実」

思いやりや助け合いといった人のつながりによる地域福祉を推進していくとともに、福祉と保健・医療の連携を図り、地域社会全体での総合的な福祉の充実に努めます。

## 3 こころ穏やかに暮らせるまちづくり(生活環境の整備)

寒川町の「ひと」がこころ穏やかに暮らし、明日への活力を得るための環境整備を進めます。

## 政策1(第1節)「自然環境の保全」

寒川町特有の川や自然環境の保全と活用、心のやすらぎと交流の場となる公園や緑地等の活用、また、次世代に良好な環境を継承していくため地球環境にも配慮したまちづくりを進めます。

## 政策2(第2節)「住環境の整備」

地域における環境美化の推進や廃棄物の減量化、資源の有効活用を進めるとともに、今後の急激な社会環境の変化により見込まれる空き家の増加など、都市のスポンジ化への対応も見据えながら、景観や快適性に配慮したまちづくりを進めます。

## 4 安全・安心に暮らせるまちづくり(安全・安心の充実)

町民の心豊かな暮らしを保障するための安全・安心のまちづくりを進めます。

## 政策1(第1節)「安全・安心の充実」

公助の取り組みだけでなく、地域における自助、共助の精神をはぐくみ、人のつながりによる防災、防犯体制の推進に努めるとともに、今後見込まれる急激な高齢化、人口減少による消防・救急需要の増加に対応するための体制整備を行いすべての町民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

## 5 時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり(都市基盤の整備)

急激に変化する社会経済環境の中で最適化を図りながらにぎわいを創出するまちづくりを進めます。

## 政策1(第1節)「都市インフラの最適化」

町民の生活利便性等の向上や産業の活性化のために、町内外のつながりを生み出す公共交通や幹線道路等の整備を促進しつつ、持続可能性を重視した道路・橋りょうや下水道等の維持更新を効率よく進めていきます。

## 政策2(第2節)「市街地の整備」

田端西地区のまちづくりの整備や、ツインシティ倉見地区の新たな可能性を創造する市街地の整備など、町内はもとより町外とつながることによって新たな可能性を生み出し、にぎわいと魅力を創出できる市街地の整備を進めます。

## 政策3(第3節)「産業基盤の整備」

町外との交通利便性を生かした産業基盤の整備と、地域の中ではぐくまれてきたにぎわいと町を支える商工業、地域の特性を生かした農業の振興を図ります。また、寒川町固有の歴史と文化や新たな地域資源を生かし、町内外のつながりを生み出す観光の振興を図ります。

## 6 まちづくりのための基盤づくり(まちづくり基盤の整備)

まちづくりの基盤となる「ひと」のつながりの創出や持続的かつ健全な行財政運営を推進します。

## 政策1(第1節)「つながる力の促進」

地域における新たなコミュニティの創出や、町民と行政、そのほか多様な「ひと」や「もの」の連携・協働によるまちづくりを推進することにより、つながる力を育てていきます。

## 政策2(第2節)「持続的かつ健全な行財政運営」

今後、見込まれる急激な社会環境の変化に対応し、まちづくりを効果的・効率的に行うためには、その基盤となる組織づくりを行いながら、持続的かつ健全な行財政運営の推進を図って行く必要があります。

## 政策3(第3節)「行政の健全性の確保」

多様な視点から行財政運営のチェックを行い、行政の健全性と正確性の確保に努めます。